

令和5年5月2日

保護者の皆様

多摩市立多摩第三小学校
校長 坂野 真貴子

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新年度から児童にマスクの着用を求めないことを基本としつつ、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を継続しながら、教育活動を実施しているところです。

現在、市内小・中学校での感染状況は落ち着いており、今後は5類感染症への移行を踏まえ、感染が落ち着いている平時には、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を継続し、感染流行時には一時的に活動場面に応じた対策を講じるなど、感染状況に応じた対応が重要となります。

本市においては、国や都の通知等に基づき、5月8日以降、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、下記の対応を基本とします。

つきましては、下記の対応を基本としながら、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育活動の意義を改めて捉え直した上で、児童が安心し、充実した学校生活を送れるよう、引き続き取り組んでいきます。

なお、今後の感染状況等により、必要な場合には別途通知することとします。

記

1 基本的な考え方

- 感染が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を基本とします。
- 感染流行時には、平時の感染症対策に加え、一時的に活動場面に応じた対策を講じます。

2 平時の感染症対策

(1) 家庭との連携による児童の健康状態の把握

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童は無理をせずに自宅で休養するようお願いいたします。
- ・毎日の検温表の提出については、5月8日以降必要ありません。

(2) 適切な換気の確保

- 気候を考慮しながら、可能な限り常時換気を行います。

(3) 手洗い等の手指衛生

- 登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うようにします。

(4) 咳エチケットの指導

- 咳・くしゃみをする際は、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などで口や鼻を押さえるようにします。

(5) マスクの取扱い

- 児童に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように指導します。
- ・混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などでは、マスクの着用が推奨されます。

(6) 給食等の食事をとる場面

- 食事の前後に手洗いをするとともに、会食に当たっては飛沫を飛ばさないようにします。
 - ・児童が配膳を行う際は、衛生上の配慮から給食の白衣やマスクの着用などを行います。
 - ・喫食時は、食事のマナーとして、口に食べ物が入った状態で会話をしないようにします。
 - ・座席配置は、児童の喫食の向きや間隔、換気等を組み合わせることなどにより、感染状況等にに応じて柔軟に対応します。

(7) 清掃

- 児童による清掃活動により、清潔な空間を保ちます。
 - ・清掃を行う際は、換気を十分に行うとともに、清掃用具の使用前後に手洗いを行います。

(8) 抵抗力を高めること

- 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛けるようにします。
 - ・児童が感染症を正しく理解し、感染リスク等を自ら判断し行動できるようにしていきます。

3 感染流行時の対策

(1) 各教科等

活動場面に応じて、一時的に次の措置を講じることが考えられます。

- 教職員がマスクを着用する又は児童に着用を促す
- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- 児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する

【感染リスクが比較的高い学習活動】

- ・対面形式となるグループワーク等
- ・一斉に大きな声で話す活動
- ・グループで行う実験や観察
- ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ・グループで行う調理実習
- ・組み合ったり接触したりする運動
- ・共同制作等の表現や鑑賞の活動

(2) その他の活動

以下の活動においても、一時的に前記「(1) 各教科等」の対策を講じるとともに、実施内容や方法等を工夫して行います。

- ①学校行事（儀式的行事、体育的行事や文化的行事、遠足・集団宿泊的行事等の企画・実施）
- ②給食等の食事をとる場面（児童・生徒による配膳時や喫食時）

4 その他

(1) 児童の感染が判明した場合

- 学校保健法に基づく「出席停止」の措置を講じます。
 - ・当該児童の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。なお、登校に際して、学校に陰性証明等を提出する必要はありません。
 - ・5月8日以降、濃厚接触者の特定が行われないことから、感染が確認されていない児童について、直ちに出席停止の対象とはなりません。

(2) 感染が不安で休ませたい場合

- 合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とはしないこともあります。

(3) 学校内で感染が広がった場合

- 現に校内で感染が広がっている可能性に対し、必要な範囲、期間において臨時休業の対応を行います。

【問い合わせ】多摩市立多摩第三小学校

副校長 石川 和広

TEL 042 (375) 7036